

【安定操作に関する事項】

該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
株式会社名古屋証券取引所
(E03606)

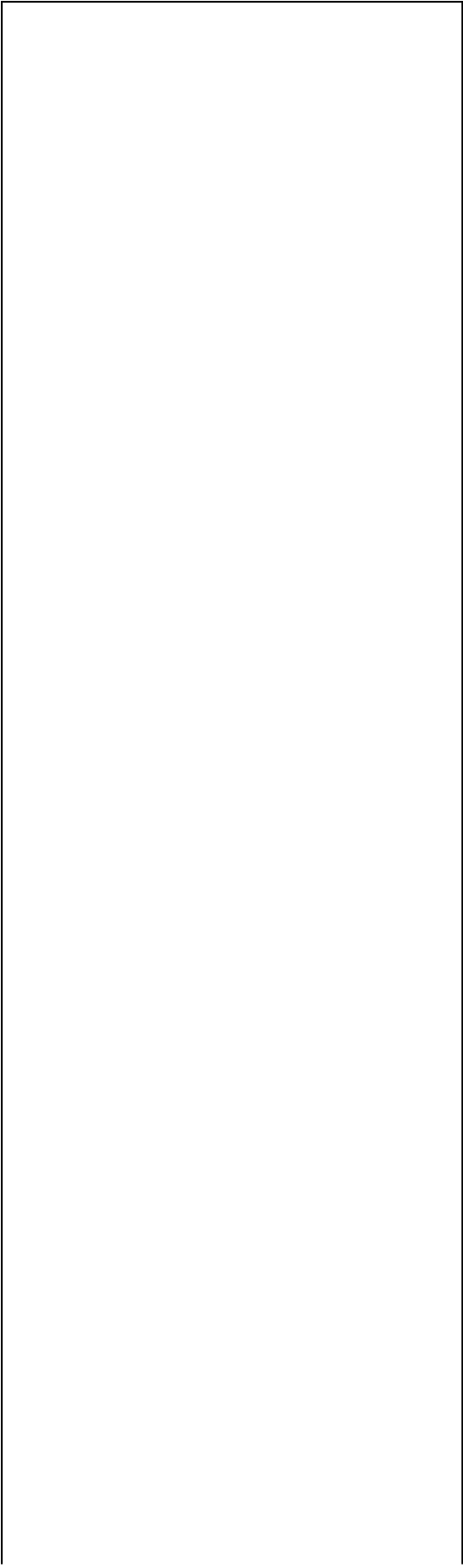
第一部 【証券情報】

第 1

--	--

--	--

(9) 当社は、本項第6号または第7号にもとづき支払期日に支払うべき本社債の利息の全部または一部の支払を行わない場合、第6号の場合については当社が支払を行わないこととした本社債の利息の金額、第7号の場合につい



--	--

6 債務免除特約
E03606)

「元金回復事由」とは、当社が、銀行法その他適用ある法令および自己資本比率規制に従い、本社債およ

(5) 相殺禁止
E03606)

--	--

|

|

|

(9) 当社は、本項第6号または第7号にもとづき支払期日に

--	--

6 債務免除特約

- (1) 当社について損失吸収事由、実質破綻事由(本号 に定義する。)または倒産手続開始事由(本号 に定義する。)(以下「債務免除事由」と総称する。)が発生した場合、別記「償還の方法」欄第2項および別記「利息支払の方法」欄第1項の規定にかかわらず、以下の規定に従い、当社は、本社債にもとづく元利金の全部または一部の支払義務を免除されるものとする。

損失吸収事由の場合

当社について損失吸収事由が発生した場合、当該損失吸収事由が発生した時点から債務免除日(下記に

(2) 優先債権者に対する不利益変更の制限

なお、本邦において実施される T L A C に関する規制等の内容は、今後本邦当局により変更されることがありうるため、その具体的な内容により、当社による本社債の元利金の返済能力や本社債の市場価値に悪影響が生じる可能性があります。

(5) 利払いの停止に関するリスク

(8) 規制および規制の変更に関するリスク

「バーゼル : より強靱な銀行および銀行システムのための世界的な規制の枠組み」にもとづく自己資本比率規制および2015年11月26日付で金融庁により公表された自己資本比率規制等の改正により、本邦においても2016年3

